

## 入 札 公 告

福島県立学校給食放射性物質検査業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

令和5年3月9日

福島県教育委員会教育長 大沼 博文

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和5年度福島県立学校給食放射性物質検査業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履 行 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 福島県立会津学鳳中学校、同ふくしま新世高等学校(本校舎)、同ふくしま新世高等学校(保原校舎)、同白河第二高等学校、同会津第二高等学校、同いわき翠の杜高等学校、同視覚支援学校、同聴覚支援学校、同大笹生支援学校、同だて支援学校、同郡山支援学校、同あぶくま支援学校、同西郷支援学校、同石川支援学校、同会津支援学校、同平支援学校、同いわき支援学校、同相馬支援学校及び同たむら支援学校(全19校)

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 過去2年間に、給食放射性物質検査業務履行の実績がある者であること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団または暴力団員の統制のもとにない者であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に2に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

#### (1) 提出期間

公告の日から同年3月17日(金)(土曜日及び日曜日を除く。)の17:15まで

#### (2) 提出場所

郵便番号 960-8688

住 所 福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁健康教育課（福島県庁西庁舎3階）

電話024-521-7762

メールアドレス k.kenkoukyouiku@pref.fukushima.lg.jp

### （3）提出方法

電子メール、郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、令和5年3月17日（金）17：15必着とする。

## 4 契約条項を示す場所等

### （1）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

3の（2）に掲げる場所に同じ。なお、入札説明書等の交付は上記で行うほか福島県教育委員会のホームページにおいて公開する。

### （2）入札及び開札の日時 令和5年3月24日（金）10：00

### （3）入札及び開札の場所 〒960-8043 福島県福島市中町8-2

自治会館5階 502会議室

### （4）その他 入札は持参とする。

## 5 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（2）契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和5年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

## 9 その他

- (1) 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(健康教育課)